

技能検定成績優秀者の表彰について

当協会では、技能検定制度を通して「技能尊重気運」を醸成し、技能士の地位向上を図るため、技能検定試験成績優秀者の方に対して事業所・団体単位で下記のとおり表彰を行っていますので、受検勸奨、合格者の技能称揚等にご活用ください。

記

1 表彰内容

「表彰状」を交付します。

2 表彰対象者

当協会の会員である事業所・団体からの申請に基づき、次の要件をともに満たす方を表彰します。

- (1)当協会が実施する技能検定試験において、「実技試験」を受検し、特級、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定に合格（技能士合格）された方
- (2)当協会「技能検定等の成績優秀者に対する協会長賞表彰基準」（別添1）を満たす方

3 申請方法

次の書類を当協会技能検定課（定期試験G）までご提出ください。

- (1)技能検定成績優秀者表彰申請書（別添2）
- (2)申請される事業所・団体の被表彰者選考基準（要領）

※上記(2)の選考基準（要領）については、当協会の表彰基準に加えて選考条件がある場合に提出してください。

4 お問い合わせ

担 当	技能検定課（定期試験G）
電 話	0 5 2 - 5 2 4 - 2 0 3 4
F A X	0 5 2 - 3 2 5 - 5 7 8 8
メー ル	kentei@avada.or.jp

別添1

技能検定等の成績優秀者に対する協会長賞表彰基準（技能検定合格者）

- 1 協会長表彰は、愛知県職業能力開発協会の会員事業所・団体からの申請によって行うこととし、次の各号いずれにも該当する者を表彰する。
 - (1) 当該表彰年度において技能検定に合格した者。
 - (2) 実技試験の成績が100点満点中70点以上の者であって、当該成績が、等級、職種（作業）ごとに、申請事業所・団体に所属する合格者の中で最上位の者。
- 2 表彰対象となる技能検定合格者の受検区分は、「A 甲」及び「C」とする。
- 3 表彰人員は、等級、職種（作業）ごとに申請事業所・団体に所属する受検者50人までは1人とし、50人を超える場合は、50人につき1人増加する。
- 4 申請事業所・団体から、独自の選考基準等が提出された場合は、上記1の基準に加えて被表彰者を決定する。
- 5 表彰申請は、前期試験分は当該年度末日までに、後期試験分は次年度の9月末日までに行うものとする。

附則

この基準は昭和50年10月27日から施行する。

附則

この基準は昭和51年4月8日から施行する。

附則

この基準は昭和53年11月11日から施行する。

附則

この基準は平成3年2月20日から施行する。

附則

この基準は平成20年11月6日から施行する。

附則

この基準は令和5年8月1日から施行する。

技能検定成績優秀者表彰申請書

令和 年 月 日

愛知県職業能力開発協会会長 様

申請者 所 在 地
事業所・団体名
代表者・職・氏名

技能検定成績優秀者表彰を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 職種名（作業名）等 （選考基準添付：有・無 ※2）

職 種 名	作 業 名	等 級	表彰希望 人 数	貴とりまとめ 受検申請者数 A甲・Cのみ※1
		級	人	人
		級	人	人
		級	人	人
		級	人	人
		級	人	人

2 選考結果等（どちらかにチェック☑してください）

結果回答日	令和 年 月 日		
表彰状年月日	<input type="checkbox"/> 合格証書と同じ交付日 (令和8年5月15日)	<input type="checkbox"/> 左記以外	令和 年 月 日
表彰状受渡し	<input type="checkbox"/> 合格証書に同封	<input type="checkbox"/> 送付	

3 連絡担当者

所属部署		氏 名	
電 話		F A X	
E - mail			

※1 表彰対象者は、受検区分が技能士合格の対象であるA甲・Cのみとなりますので、該当する貴とりまとめ受検申請者数をご記入ください。

※2 当協会表彰基準に加えて選考条件がある場合は、貴事業所・団体の被表彰者選考基準を添付してください。